

第3章 基本理念と計画策定の考え方

第1節 計画の目指す姿

1 基本理念と基本目標

本計画は、第6次大津町振興総合計画の将来像である「夢と希望がかなう 元気大津」の実現に向けた高齢者保健福祉分野の個別計画・実施計画としての位置づけを持つものとなります。

そのため、本計画は、高齢者とその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて医療・介護・予防・生活支援・住まいなどが一体的に提供される「地域包括ケアシステムの深化・推進」を目指し、目標や施策の実施状況を地域住民を含めた関係者へ周知することにより、総合的、かつ、計画的に推進することを目的に策定します。

なお、第9期計画においても、前計画における基本理念を引き継ぎ、その実現に向けた施策の継続的な展開を図ります。

第6次大津町振興総合計画 将来ビジョン

夢と希望がかなう 元気大津

第3期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画基本理念

**共に支え合う地域コミュニティづくり
～大津モデルの実現～**

大津町第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 基本理念

**高齢者が生きがいをもって、
健康で安心して暮らすことができるまち**

第1節 目指す姿の実現に向けた基本目標等の設定

1 基本目標の設定

本計画の基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1

生きがいを持って自分らしくいきいきと暮らすことができる

高齢者がいきいきと輝いて暮らすには、地域社会の担い手の一員として、これまで培ってきた能力や経験を活かすことが重要です。そのため、高齢者が活躍できる場や機会の確保に努めます。

基本目標2

早くから介護予防に取り組み、
健康で自立した生活を送ることができる

早くから介護予防に取り組むことで健康寿命を伸ばし、自立した生活を継続させることが重要です。そのため、効果的な介護予防の取り組みを大津町全体に広げることに努めます。

基本目標3

心身の状態に応じた介護サービス等を安心して受けられ、
尊厳ある人生を全うすることができる

自立支援の観点から、できるだけ重度化しないことに取り組むとともに、必要な介護サービス等を適切に利用して、尊厳ある生活を継続させることが重要です。

たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や自宅で生活できるよう環境整備に努めます。

基本目標4

住民同士が支え合い、思いやりあふれる地域共生社会の実現

高齢者人口が増加し過疎化が進む地域、反対に高齢化率が極端に低く高齢者の孤立が懸念される地域、大津町の中でも、地域によって抱える課題は様々です。どの地域に住んでいても、高齢者が安心していきいきと暮らすためには、住民同士の支え合いが重要となります。また、災害時に助け合うためにも、日頃から地域の支え合いを深めておくことが必要となります。

高齢者同士の支え合い、現役世代との支え合い、子どもたちとの支え合いなど様々な支え合いを念頭に置き、「支え手」「受け手」という関係を超えて住民同士が支え合い、思いやりがあふれる地域が大津町全体に広がるよう努めます。

2 日常生活圏域の考え方

高齢者の生活を支える基盤の整備については、日常の生活を営む地域において様々なサービスを提供する拠点の整備が必要となります。

そのため、第3期以降の「市町村介護保険事業計画」においては、高齢者が住み慣れた環境で生活を継続できるようにするために、市町村内を1つまたは複数に区分した「日常生活圏域」を設定し、同圏域を基本的な枠組みとして地域密着型サービスの提供体制を整えていくこととされました。

3 日常生活圏域の設定

大津町では、町中心部より全域が30分以内での移動が可能な距離にあり、保健福祉及び医療関係施設の多くが中心部に立地して町全域を網羅していること、人的ネットワークの活動拠点となる役場庁舎、老人福祉センターや生涯学習センターも中心部に位置し、町全域の活動に対応しています。

そのため、第8期に引き続き、日常生活圏域を大津町全体1圏域として設定します。

これに伴い、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する「地域包括支援センター」についても、引き続き1か所で運営します。

ただし、小学校地区別にみると大津東、大津南、大津北小学校地区は、85歳以上人口が占める割合が高いなど地域差が存在するため、事業展開においては、地域性を考慮しつつ地域住民と一体となった事業展開を行うこととします。

第3節 本計画期間中の重点的取組と目標の設定

1 重点的取組と目標の設定

介護保険法第117条に基づき、市町村は「被保険者の自立支援、介護予防又は重度化防止」及び「介護給付費の適正化」に関して本計画期間中に取り組むべき事項及びその目標値を定めることとされています。

本町では、第8期の取組を評価した結果、以下の取組を本計画期間中の重点的取組として決めました。

※重点的取組については、現在検討中

第4章において、各事業を記載しますが、これらの重点的取組に設定した事業については、「★重点的取組」を付し、具体的な目標値を記載しています。

これらの重点的取組を推進することで、本町の地域包括ケアシステムにおける事業の連動が形作られることを目指します。

さらには、各種事業が連動することにより、「介護予防事業から地域活動への新たな人の流れ」が生まれ、高齢者がより健康で充実した生活を送ることができるようになることを目指します。

なお、これらの重点的取組は毎年度実績評価を行い、PDCAサイクルによる取組の推進を図っていきます。また、次の3つの重点的取組の実績評価結果については、介護保険法に基づく公表と県への報告を行います。

2 基本理念と目標・施策体系

基本理念

高齢者が生きがいをもって、
健康で安心して暮らすことができるまち

基本目標

基本目標 1

生きがいを持って自分らしくいきいきと
暮らすことができる

基本目標 2

早くから介護予防に取り組み、
健康で自立した生活を送ることができる

基本目標 3

心身の状態に応じた介護サービス等を
受けられ、尊厳ある人生を全うする
ことができる

基本目標 4

住民同士の思いやり、支え合いのあるまちで
安心して暮らすことができる

（基本理念の意図）

人生の最期まで個人として尊重され、自分らしく暮らしたいということは、すべての人の願いです。そのためには、地域で生きがいを持ちながら活動することで、健康を維持すること、そして、たとえ介護が必要な状態になっても、その人らしく尊重され、尊厳が保持されることにより、暮らしが豊かになり、その人らしい生活を送り続けることが必要です。

施策の方向性

町の取り組みだけでなく、介護、医療、地域の様々な主体の活動を連携させることで、暮らしたいと思う場所・地域で、可能な限り在宅での生活を送ることができるような地域包括ケアシステムを構築し、老後の「不安」を「安心」に変えるまちづくりを目指します。

主要施策 1
生涯現役社会の充実

- 1 生きがい就労の促進
- 2 地域・社会活動の取組
- 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業

主要施策 2
地域包括ケアシステム
構築の深化・推進

- 1 自立支援に向けたケアマネジメントの充実
- 2 介護予防の推進と生活支援体制の整備
- 3 見守りネットワークの推進
- 4 地域包括支援センターの機能向上

主要施策 3
認知症になっても安心
して暮らせる体制の
構築

- 1 早期発見・早期対応の体制の構築
- 2 認知症の人や家族介護者への支援
- 3 地域住民等による支援体制の整備・広報啓発活動の推進
- 4 高齢者虐待防止対策の推進
- 5 成年後見制度の利用促進に向けた取組

主要施策 4
在宅で安心して暮らし続けるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実

- 1 医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくり
- 2 ICTツールを活用した医療・介護の連携推進
- 3 在宅での看取り等に関する広報・啓発活動の推進

主要施策 5
多様な住まい・サービスの整備促進

- 1 高齢者のニーズに応じた居住環境の整備
- 2 施設や多様な住まいにおける生活環境改善等の推進

主要施策 6
介護人材の確保とサービスの質の向上

- 1 多様な介護人材の確保・育成
- 2 介護現場の負担軽減と定着促進
- 3 事業所の適切な指定と指導監督
- 4 要介護認定の適切な運営
- 5 介護給付費の適正化に向けた取組

主要施策 7
防災と感染症対策

- 1 災害時の緊急対応
- 2 感染症予防対策の推進